

「あなた」も「わたし」も 大切にしよう。

21世紀は「人権の世紀」といわれます。部落差別（同和問題）をはじめあらゆる人権問題を自分のこととして捉え、多様性を認め合いながら、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現のため、お互いの人権を尊重し、豊かな人権感覚をもって考え・行動していきましょう。

人権に関する法律

～多様性を認め合いながら生活するためのさまざまな法律～

障害者差別解消法 (2016.4月施行)	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律
ヘイトスピーチ解消法 (2016.6月施行)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律
部落差別解消推進法 (2016.12月施行)	部落差別の解消の推進に関する法律
アイヌ施策推進法 (2019.5月施行)	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
こども基本法 (2024.4月施行)	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律
LGBT理解増進法 (2024.6月施行)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

上益城各町でも、誰もが幸せに暮らせる社会実現のために条例を施行しています

- 【御船町】御船町人権擁護に関する条例（令和3年9月 改正施行）
- 【嘉島町】嘉島町人権擁護に関する条例（令和3年9月 改正施行）
- 【益城町】益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例（令和3年9月 改正施行）
- 【甲佐町】甲佐町人権尊重のまちづくり条例（令和4年3月 改正施行）
- 【山都町】山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例（令和4年12月 改正施行）

『障害者差別解消法』が変わりました!

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、どのような行動ができるか考えていきましょう!

『障害者差別解消法』は平成28年に施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が規定されました。令和6(2024)年4月1日からは民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

	行政機関等 (国・県・市町村等)	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	義務	努力義務⇒ 義務

合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮

「飲食店で車椅子のまま着席したい」

申し出への対応

机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した



意思疎通への配慮

「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細かいペンや小さな文字では読みづらい」

申し出への対応

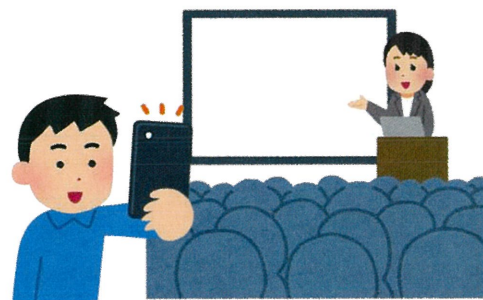
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った

ルール・慣行の柔軟な変更

「文字の読み書きに時間がかかるためセミナー参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことが出来ない」

申し出への対応

書き写す代わりに、デジタルカメラ・スマホ等でホワイトボードを撮影できることとした



人権問題に関する主な相談窓口

熊本県人権センター（人権に関する相談）月～金/9:00～16:00 ☎096-384-5822

みんなの人権110番（法律問題・人権問題・人権侵害への救済について）月～金/8:30～17:15 ☎0570-003-110

障がい者110番（障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談）月・水・金/13:00～17:00 ☎096-354-4110